

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和32年3月25日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	河内町	職員数※ (H19. 4. 1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	152 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	390
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	93
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.42 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	12.1 (H18)
		経常収支比率※ (%)	93.5 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	河内町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	河内町長 野高 貴雄
既存計画との関係	集中改革プラン：計画期間(平成17年度から平成21年度)
公表の方法等	広報、ホームページ等
基本方針	限られた財源・人員の中で、経営課題や水需用の変化に柔軟に対応していくために、集中改革プランの推進事項を踏まえ、経営改革を確実に推進し、より効率的な事業運営を行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		16	196	212
	補償金免除額		3	32	35
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業		17,255	206,388	223,643
合 計 (A)			17,255	206,388	223,643
一 般 会 計 出 資 債 (※上記のうち 再掲)	一般会計出資債		1,609	10,877	12,486
合 計 (B)			1,609	10,877	12,486
公営企業で負担するもの (A)-(B)			15,646	195,511	211,157

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 出 資 債 (※上記のうち 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 出 資 債 (※上記のうち 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	近年、河内町では急激な少子高齢化を背景に人口減少が続いており、地方税収の伸び悩みに加え、地方交付税制度改革に伴う交付税総額の抑制と相まって、一般財源総額の減少傾向が急激に進んでいる。この影響を受けて、水道事業も一般会計補助金が毎年削減されてきている。今後、水道施設の老朽化により、施設の更新に多額な支出が見込まれる。収入面においては水道加入促進や未収金の回収に努め、支出面においては集中改革プランに基づく改革を確実に推進し、より効率的な経営に努めている。
経営課題	課 題 ① 定員管理の適正化 集中改革プランにおいて定員管理の数値目標▲1人と設定し、定員管理の適正化を推進する。
	課 題 ② 加入促進 地下水依存度が高く水道加入率の低い地域の加入促進を図っていくことで、水道資産を有効活用し、料金収入を増やしていく。
	課 題 ③ 水道工事の直営化 水道職員の技術で施工可能な工事を直営で行うことにより、水道管の新設等の建設改良費や漏水修理の修繕費をできる限り抑えていく。
	課 題 ④ 物件費等の適正化 物件費については、経常経費上昇の原因となるため、従来から抑制に努めている。しかし、需用費を主とした物件費の抑制策にも関わらず、委託料や賃金等の増により、経常収支比率は近年上昇傾向にある。
	課 題 ⑤ 未収金の回収 平成18年度には未収金が3千万円を超えている。給水停止等の厳しい措置をとることにより、収納率を向上していくことが重要である。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	84.8	92.7	91.3	90.7	87.9	96.0	99.4	102.6	102.5	102.6	
総収支比率(法適用)	(%)	114.4	119.0	115.6	111.8	108.7	112.8	116.2	119.2	118.4	117.7	
経常収支比率(法適用)	(%)	114.4	119.0	115.6	111.8	108.7	112.8	116.2	119.2	118.4	117.7	
営業収支比率(法適用)	(%)	100.5	108.1	105.8	102.9	99.0	105.9	103.8	106.7	106.0	105.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	25.0	21.1	19.3	17.8	17.3	14.3	13.8	13.3	12.7	12.2
	うち基準内繰入金	(%)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	うち基準外繰入金	(%)	24.0	20.1	18.3	16.8	16.3	13.3	12.8	12.3	11.7	11.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	24.0	20.1	18.3	16.8	16.3	13.3	12.8	12.3	11.7	11.2
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	近隣の類似団体の料金水準と比較検討の末、平成10年に料金を改定した。全国の水準の平均よりは高めの設定であるので改定はしない。 Ⅱの財務状況にも述べたとおり、人口の減少に伴い、今後の水道使用量及び料金収入は減少するものとした。
2 他会計繰入金の見込み	これまでは「支払利息＋人件費の一部」の繰入だったものが、一般会計の財政状況も年々厳しくなっており、繰上償還後は「人件費＋支払利息の一部」の繰入とした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の老朽化により、料金収入に直接結びつかない大規模な投資を、平成19年度のみ見込んだ。また、売却して収入を見込めるような資産は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>定員管理の適正化(Ⅱの課題①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中改革プラン(平成17年～平成22年)において定員管理の数値目標▲1人(上水道事業)を設定し、定員管理の適正化を推進。 <p>給与水準の適正化(Ⅱの課題②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成19年度に新給与制度に移行。 ・行政改革大綱に基づく給与・手当の適正化方針により、特殊勤務手当については当分の間支給しない特例条例を制定。(平成18年1月1日施行) ・地域手当については、支給地域に該当せず、支給は行わない。 ・ラスパイレズ指数については、国を大きく下回っているが、今後も民間給与等に留意しながら、適正な給与水準に努めていく。 ・退職に伴う技能労務職員の新規採用は行わず、事務・事業の見直しや民間委託の推進等により対応していく。 ・技能労務職の職種ごとの平均年齢・平均給与等について、国・県及び類似団体や民間事業者平均との比較を加え、町ホームページで公表している。今後は、平成20年3月までに「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針(例)」を参考としながら、取り組み方針の策定・公表を行っていく。 ・定年退職時の特別昇給については、平成16年度に廃止。 ・勲奨退職時特別昇給については、平成21年度末の廃止に向けて、職員組合等と協議を行っていく。 ・互助会等の福利厚生事業は行っていない。
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>物件費の削減(Ⅱの課題③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の見直しや施設の統廃合により、物件費の削減を推進し、経常経費の抑制に努めていく。 ・需用費はもとより、委託料や使用料賃借料、賃金等物件費全体について削減を行う。 <p>現時点においては未検討。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>・水道資産を有効活用する上で、まずは地下水依存度が高く水道加入率の低い地域の加入促進を図っていくことが重要である。 H19年度は10件の加入見込があるので、126千円×10件＝1260千円(加入金)＋を180千円(水道使用料)として1440千円の改善額。 H20年度以降は5件／年の加入があると見込んで、126千円×5件＝630千円(加入金)＋180千円(水道使用料)として810千円の改善額を算定。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>・予算および決算状況等について、町広報及びホームページで公表。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>・導入に向け検討中。</p>
5 その他	

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員適正化計画により、定員管理の適正化を推進。平成17年～平成22年までに▲1人（上水道事業）を目標とする。（IV-1）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在、老朽管更新工事を進めていく予定の地域は水道加入率の低い地域でもあるので、工事等に合わせて水道未加入世帯の加入促進を図っていく。（IV-3）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	職員数の純減による費用の削減、及び繰上償還により支払利息を軽減することにより、赤字補てん的な繰出しを抑制していく。（IV-1）
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計面前5年度) (決算)	平成15年度 (計面前4年度) (決算)	平成16年度 (計面前3年度) (決算)	平成17年度 (計面前々年度) (決算)	平成18年度 (計面前年度) (決算見込)	計面前5年間 実 績	平成19年度 (計面前年度)	平成20年度 (計前第2年度)	平成21年度 (計前第3年度)	平成22年度 (計前第4年度)	平成23年度 (計前第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額			1,778	1,086		2,864	724	1,224	1,724	2,224	2,724	8,620
③	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)	562					562						
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他(井戸水→水道加入)												
	改善額							1,440	2,250	3,060	3,870	4,680	15,300
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	29,973	30,484	28,169	29,511	31,173		27,295	28,108	21,530	22,104	22,678	
	改善額							3,878	3,065	9,643	9,069	8,495	34,150
	職員削減							27,295	28,108	21,530	22,104	22,678	
	改善額							3,878	3,065	9,643	9,069	8,495	34,150
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
①	職員数(人)	4	4	4	4	5		4	4	3	3	3	
	削減額												
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	619,754	566,415	510,528	451,936	390,470		361,611	289,283	212,981	110,285	45,276	
	改善額												
	計面前5年間改善額 合計						3,426						
	改善額 合計												58,070
	(参考) 補償金免除額												34,987

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計面前5年度) (決算)	平成15年度 (計面前4年度) (決算)	平成16年度 (計面前3年度) (決算)	平成17年度 (計面前々年度) (決算)	平成18年度 (計面前年度) (決算見込)	平成19年度 (計面前年度)	平成20年度 (計前第2年度)	平成21年度 (計前第3年度)	平成22年度 (計前第4年度)	平成23年度 (計前第5年度)
給水人口(人)	9,139	9,221	9,440	9,579	9,623	9,582	9,554	9,535	9,524	9,449
年間総有収水量(千m ³)	952	954	970	992	971	970	968	966	964	962
公称施設能力(m ³ /日)	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
1日最大配水量(m ³ /日)	3,648	3,609	3,994	3,626	3,656	3,655	3,655	3,655	3,655	3,655
最大稼働率(%)	84.8	83.9	92.9	84.3	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
供給単価(円/m ³)	239	239	239	239	240	245	243	241	240	238
給水原価(円/m ³)	280	257	260	262	272	248	237	227	225	223

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。